

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 2 3 号

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 6 年野田
市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

山崎梅台地区地 区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示され た山崎梅台地区地区計画の区域のうち、地区整備計 画が定められている区域
--------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

山崎梅台 地区地区 整備計画 区域	沿道地区	1 自動車教習所 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬 投票券発売所その他これらに類するもの 4 畜舎（1 5 m ² を超えるものに限る。）
----------------------------	------	---

別表第 3 に次のように加える。

山崎梅台 地区地区 整備計画 区域	住宅地区	1 0 分の 5 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合 を除く。 (1) 区画道路を除いた当該建築物の敷地に接 する建築基準法第 4 2 条第 1 項又は第 2 項 に規定する道路の全てにおいて、その中心 線から 2 m 以上の部分が道路の敷地として 確保された場合 (2) 区画道路の全てにおいて、地区施設計画 の道路敷地が確保された場合
----------------------------	------	---

別表第 4 に次のように加える。

山崎梅台 地区地区 整備計画 区域	住宅地区	10分の3 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 区画道路を除いた当該建築物の敷地に接する建築基準法第42条第1項又は第2項に規定する道路の全てにおいて、その中心線から2m以上の部分が道路の敷地として確保された場合 (2) 区画道路の全てにおいて、地区施設計画の道路敷地が確保された場合
----------------------------	------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。